

辞 令 書

(氏 名)

小 林 純 殿

(発 令 内 容)

令和7年度の借地借家法、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法、同法附則第4条第1項、第2項及び第6項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第2条の規定による廃止前の罹災都市借地借家臨時処理法及び接收不動産に関する借地借家臨時処理法の各規定による鑑定委員となるべき者に選任する

令 和 7 年 1 月 1 日

名古屋地方裁判所長

辞 令 書

(氏 名)

小 林 純 殿

(発 令 内 容)

令和 6 年度の借地借家法、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法、同法附則第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第 2 条の規定による廃止前の罹災都市借地借家臨時処理法及び接収不動産に関する借地借家臨時処理法の各規定による鑑定委員となるべき者に選任する

令 和 6 年 1 月 1 日

名古屋地方裁判所長 入 江 猛

辞 令 書

(氏 名)

小 林 純 殿

(発 令 内 容)

令和 5 年度の借地借家法、大規模な災害の被災地における
借地借家に関する特別措置法、同法附則第 4 条第 1 項、第 2 項
及び第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法
附則第 2 条の規定による廃止前の罹災都市借地借家臨時処理法
及び接收不動産に関する借地借家臨時処理法の各規定による
鑑定委員となるべき者に選任する

令 和 5 年 1 月 1 日

名古屋地方裁判所長 吉 村 典 晃

辞 令 書

(氏 名)

小 林 純 殿

(発 令 内 容)

令和4年度の借地借家法，大規模な災害の被災地における
借地借家に関する特別措置法，同法附則第4条第1項，第2項
及び第6項の規定によりなお従前の例によることとされる同法
附則第2条の規定による廃止前の罹災都市借地借家臨時処理法
及び接收不動産に関する借地借家臨時処理法の各規定による
鑑定委員となるべき者に選任する

令 和 4 年 1 月 1 日

名古屋地方裁判所長 大 熊 一 之

辞 令 書

(氏 名)

小 林 純 殿

(発 令 内 容)

令和3年度の借地借家法，大規模な災害の被災地における
借地借家に関する特別措置法，同法附則第4条第1項，第2項
及び第6項の規定によりなお従前の例によることとされる同法
附則第2条の規定による廃止前の罹災都市借地借家臨時処理法
及び接收不動産に関する借地借家臨時処理法の各規定による
鑑定委員となるべき者に選任する

令 和 3 年 1 月 1 日

名古屋地方裁判所長 揖 斐 潔

辞 令 書

(氏 名)

小 林 純 殿

(発 令 内 容)

令和 2 年度の借地借家法，大規模な災害の被災地における
借地借家に関する特別措置法，同法附則第 4 条第 1 項，第 2 項
及び第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法
附則第 2 条の規定による廃止前の罹災都市借地借家臨時処理法
及び接收不動産に関する借地借家臨時処理法の各規定による
鑑定委員となるべき者に選任する

令 和 2 年 1 月 1 日

名古屋地方裁判所長 揖 斐 潔

辞 令 書

(氏 名)

小 林 純 殿

(発 令 内 容)

平成 3 1 年度の借地借家法，大規模な災害の被災地における
借地借家に関する特別措置法，同法附則第 4 条第 1 項，第 2 項
及び第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法
附則第 2 条の規定による廃止前の罹災都市借地借家臨時処理法
及び接收不動産に関する借地借家臨時処理法の各規定による
鑑定委員となるべき者に選任する

平 成 3 1 年 1 月 1 日

名古屋地方裁判所長 揖 斐 潔